

Title	維新当時における品川宿の助郷 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.2 (1937. 2) ,p.295(137)- 320(162)
JaLC DOI	10.14991/001.19370201-0137
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370201-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

維新當時における品川宿の助郷

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

東海道品川宿における助郷についてはすでに「品川町史」上巻五〇七頁以下に多くの資料が掲げられてある。今こゝにそこに漏れたる資料に依つて、幕末から明治初年にかけての品川宿における助郷の状態を記述して見ようと思ふ。

文久三年亥正月の「東海道品川宿助郷村高帳」なる寫本に依ると、品川宿の定助郷の範圍は次ぎの如くである。

- (一) 不入斗(五百六拾九石)、新井宿(四百五拾八石)、大井(千六百三拾四石)、上蛇窪(百八拾五石)、下蛇窪(貳百七拾五石)、二日五市(九拾四石)、合三千貳百拾五石。
- (二) 馬込領桐ヶ谷(六拾七石)、御料馬込(貳百五拾九石)、私領馬込(貳百五拾九石)、中延(三百拾壹石)、小山(貳百六拾九石)、碑文谷(貳百貳拾五石)、下沼部(八百三拾九石)、上沼部(六拾九石)、合貳千貳百九拾八石。
- (三) 市野倉(百六拾貳石)、池上(五百七拾三石)、道々橋(百五拾石)、雪ヶ谷(五百四拾四石)、石川(七拾四石)、奥澤(五拾五石)、新田(四百七石)、深澤(四百四拾六石)、合貳千四百拾壹石。

維新當時における品川宿の助郷

(四) 下高輪(四拾三石壹斗)、同村南組(百貳石七斗五升外廿五石壹斗五升、誠丸様御)、三田(貳百貳拾四石八斗六升壹合外十四石壹斗三升九合)、芝町(六拾壹石)、飯倉(七拾四石)、麻布(貳百拾九石)、合七百貳拾四石七斗壹升壹合外三拾九石貳斗八升九合除免高

以上貳拾八ヶ村、村高八千六百四拾八石七斗壹升壹合、これを四觸組と呼ぶ。

(一) 北大森(四百四拾石)、東大森(六百拾七石)、西大森(四百拾九石)、女塚(百九拾貳石)、下袋(三百貳石)、桃谷(五百九拾九石)、萩中(貳百六拾貳石)、合貳千八百三拾壹石。

(二) 戸越(九百拾七石)、桐ヶ谷(三百六拾石)、谷山(百八石)、上大崎(四百貳拾九石)、下大崎(三百拾貳石)、居木橋(貳百三拾石)、合貳千三百五拾六石。

(三) 堤方(七拾四石)、久ヶ原(貳百六拾三石)、峯(八百三拾四石)、鵜木(三百三拾四石)、下丸子(貳百貳拾八石)、道塚(九拾石)、合千八百貳拾三石。

(四) 今里(三百貳拾七石)、白金(三百四拾石)、下豊澤(百三拾九石)、下澁谷(貳拾三石七斗五升)、野崎(三拾五石貳斗五升)、中澁谷(百八拾石)、中豊澤(百拾九石内四拾)、上豊澤(三拾貳石)、合千九百九拾六石内四拾

(五) 白金臺(九拾八石)、田町(百七拾九石)、金杉(五拾八石)、北日ヶ窪(三拾壹石)、櫻田(六拾四石)、龍土(貳拾五石)、今井(六拾五石)、合五百貳拾石。

以上三拾四ヶ村、村高八千七百貳拾六石内四拾、これを五觸組と云ふ。

定助郷總高は壹萬七千四百拾四石、その内四觸組高引が三拾九石貳斗八升九合、五觸組高引が四拾石、差引高壹

萬七千三百三拾四石七斗壹升壹合であつた。

この二組に分かれたのは享保十二年のことで、隔年勤の管であつた。しかし通行が多くて總村高に割宛て、高百石につき七人五分以上の場合には勤村、休村の區別なく、總助郷村へ割宛てた。従つて幕末以後におゐては實際上休村はなかつたやうである。

さらに同書所載の加助郷の範圍を見ると次ぎの如くである。

(一) 久木(貳百拾八石)、末長(貳百五拾四石)、下作延(貳百貳拾五石)、上作延(百四拾九石)、梶ヶ谷(貳百三拾六石)、馬衣(四百九拾六石)、合千五百七拾八石。

(二) 北見方(百貳拾九石)、諏訪河原(六拾貳石)、久地(百八拾壹石)、下菅生(三百三拾三石)、合七百五石。

(三) 市兵衛町(六石)、谷町(拾壹石)、繼田(九拾四石)、原宿(貳百六拾貳石)、合三百七拾三石。

(四) 下澁谷(七拾七石)、同野崎組(百貳拾三石)、同上知(貳拾五石)、宮増(貳拾三石)、上澁谷(百三拾五石)、合三百八拾三石。

加助郷總計高三千三拾九石、その内在村々貳千貳百八拾三石、江戸町村は七百五拾六石であつた。定加兩助郷を合すると、除免高を差引いて、高貳萬三百七拾三石七斗壹升壹合となる。

幕末におゐて多人數の往來が益々頻繁になると、到底上記の村々だけでは不十分であり、すでに嘉永七年、ペリイの渡來、安政七年倫宮下向等に當分助郷を願出たことは、「品川町史」にも資料が掲げられてある。又慶應二年にも當分助郷が許可されたらしい。今こゝ慶應二寅年に當分助郷に關する催促の御用廻狀を一通紹介して置く。

「刻付廻狀を以申違ひ、然も其村々當二月中、御印書を以、當分助郷被仰付いニ付、人馬勤方之儀、夫々御相談

申入の處、日延歸村、不日は申聞無座、中ニ無沙汰之村方淺座の間、來ル廿五日迄村ニ役人中は出張可被成、尤右日限迄は埒明分、無餘儀筋ニ付、後不及御斷ニ、其御筋に訴上の間、此段は承知可被成、廻狀村下刻付は印形、村順克、は廻し、留る無相違は返し可被成以上、

品川宿

寅

五月十五日

卯之刻出(朱書)

問屋 井澤源左衛門 ㊦

同 利田安之助 ㊦

武州比企郡

正代村 ㊦

(張紙) 五月廿一日未上刻拜見仕、村方之儀、近と罷出雇替賃錢ヲ以示談可申、正代村

長樂村 ㊦

(張紙) 五月廿一日申中刻拜見仕、私村方之儀、歎願中ニ付、此段宜敷御願申上以上、

古凍村 ㊦

(張紙) 五月廿一日酉ノ上刻拜見仕、村方之儀、餘り延引ニ相成、間當月十三日書面ヲ以井澤様御宅にさる申上、

中爪村

古里村 ㊦

(張紙) 廿日夜丑上刻、御無沙汰ニ相成、得共私村方歎願中ニ御座、間宜敷御願申上以上、古里村

伊子村

廣野村

杉山村

和泉村

越畑村 ㊦

(張紙) 川支ニ而廿日未上刻到來、中爪伊子廣野杉山和泉勝田下横田越畑ノ朱點八ヶ村拜見承知仕、

勝田村

菅谷村 ㊦

(張紙) 廿一日辰下刻到來拜見、村方之儀、歎願中ニ御座、間宜敷御願申上以上、菅谷村

下横田村

右村ニ名主衆中

右の内長樂村の品川宿への歎願の書狀は次ぎの如きものである。

「乍略儀以手紙啓上仕、向暑之砌、兎角不順之季候ニ御座、得共、各々様方御揃、彌は壯健は勤役可被成御座、大慶至極ニ奉存、然ハ其御宿方御傳馬勤向之義、兼は達し被下、隣村正代村役人を以、一同は日延申入、早速は承知被下、忝仕合奉存、是非右御延日限迄ニ、村方遂相談、は示談ニ罷出度、日々參會評儀仕、得共、正人馬を迎も難相勤、何と賃銀を以雇上ケ之外、有之間敷存、其段小前之もの共、精々申聞、何分も難澁筋而已申居、治定不仕、既ニ領主役場にも申立、厚利解も有之、得共、不聞入、實以難義相違、無之處、強弱押付ハ、銘々出願可仕、内評いぬし人氣相立、付、村役人共(ニ)おゐても取斗ニ差固リ、無餘儀其筋は歎願仕、場合ニ成行、右追々は宿方には無音ニ罷成、得共、決る廉略ニ心得、義ニ夫毛頭無座の間、不悪様は汲譯可被下、此上歎願仕、御沙汰難被及、願書御下ケ爲成、眼前之儀も奉存、其砌」

維新當時における品川宿の助郷

早と役人共罷出、勤方は示談可申上り、日延之儘は無沙汰仕ゆるを、無謂捨置の様は推察ニ預り各々様方なを勿論、第一御上様は對し奉恐入の義ニ付、乍失禮此段上、下先書面を以奉得は意い、何れ敷願之末相分り次第參上、御禮旁委細可申上り、以上

これが五月十九日付で長樂村の名主組頭連名で間屋井澤氏宛に出した書面である。敷願の聽かれぬことを豫知して間屋側にも諒解を求めてゐるのは悲惨である。

この書面にもあるやうに、正人馬にて勤めることは殆ど不可能であつたから、多く賃銀を負擔してゐた。それを雇場と稱した。しかし往來が頻繁になり、賃銀も高くなり、その負擔額は増大した。今こゝに慶應元年の五觸組の取極めを見ると、次ぎの如くである。

「議定一札之事」

一東海道品川宿助郷之内、當觸組町之義を、前より雇場を相唱、賃銀を以人馬相勤來り處、近來種々御用は通行之向年ニ相増、已前之姿ニあるを雇人馬難出來、去子八月中直増ニ相成、人足壹人三百四拾八文、馬壹疋壹貫貳百四拾八文宛、差出り處、去子秋中、御進發被仰出ゆ、當節ニ至ゆるを人馬之立高無此上も、古今未曾有之御繼立ニ付、宿方ニある可買揚人馬も少く、中是迄之賃銀ニあるを何分雇立出來兼り趣ニあり得共、當觸組之儀を迎も正勤可致人馬も無座、乍併御繼立御差支相成ゆるを奉恐入の義ニ付、當五月朔日より

- 一人足壹人ニ付 錢五百四拾八文ツ、
- 一馬壹疋ニ付 錢貳貫貳百文ツ、

右之割合を以、月々高員數之通無相違差出可申い、尤此上平穩ニ相成、追る雇錢直下ケも出來いハ、已前ニ

立戻り其時節ニ應シ、賃錢差出可申、夫迄を前書取極い通、無滞差出可申い、依之議定連印致置り處如件

慶應元年五月

白金台町以下略

かく著しい騰貴を見るに至つた。しかし同年七月には如何なる理由からかは不明ではあるが、多少の直下げを見た。即ち人足壹人錢四百四拾文、馬壹疋につき壹貫八百文となつた。それでもこれを前年に比較すると、人足に於て百文、馬にあつて五百五拾二文の騰貴になる。蓋し五月の直上げがあまりに甚だし過ぎたのであらう。

かく賃銀を負擔する結果、後で清算する必要が起る。前述の慶應二年の御進發増加助郷におゐても同様清算の必要があつた。ところが各村とも中々支拂はなかつたらしく、その交渉の手紙が數通残つてゐるが、今鈴木新田の分を一通掲げて置かう。亂筆で二三判讀し難い箇所もあるが大意を知るには差支へなからう。

「貴墨拜讀仕い、秋暑之節先を御安靜御勤務奉慶賀い、扱就

御進發増加助郷示談殘金六月下旬皆済可仕等之處、存外ひ延引、態々御手數之段奉恐入い、尤は聽およひハ如何あ、其時節百姓亂(?)ニある御取締向其外被仰付、村役人共寸暇も無座相直兼(?)、漸七月中旬相直り處、兵賦上方筋へ繰出ニ付、手當致吳い様早急申越いニ付、出金重之折柄ニ付、無余^{二字不明}金繰替ひ差遣し、乍思遠引ニ罷成、吳も奉恐入い、此段は海恕可被下、右急速取立、無相違皆済可仕い、先ハ御報迄乍亂筆如斯は座い 以上、

寅 八月十日

鈴木新田

名主利左衛門出府ニ付

組頭勘 兵 衛

東海道品川宿

問屋 比役人衆中様

原田周藏様

この分は前掲の御用觸のとは觸組の違ふものではあるが、同じ時の助郷に關するものであらう。

以上の如く何か事件のある度に助郷の範圍は擴大され、負擔は重課した。沿道の町村が奔命に疲れたことは想像に難くない。かくの如き混亂の内に、慶應四年即ち明治元年を迎へた。この年の四月、幕府の代官松村忠四郎に呈したその正月の人馬繼立の數を、「諸御用手控帳」に依つて見ると、次ぎの如き數字を示してゐる。

- 合 人足壹萬八百七拾四人
- 馬 九百六拾七疋
- 内 賃拂 五千八百廿四人
- 七百六十四疋
- 無賃 三千九百九十四人
- 百五十三疋
- 添 千五十六人
- 五十疋

右之通當辰正月分人馬比繼立高奉書上の通相違無は座ひ以上

辰四月

品川宿

問屋 源左衛門
同 安之助

松村忠四郎様

御役所

助郷惣代 惣兵衛
市之倉村名主

松村忠四郎は品川宿最後の支配代官である。前年慶應三年九月に越後の代官から轉任して來たものである。然るにこの數字は四觸組のみものと思はれる。市野倉村が同組に屬するからである。今五觸組の月々があるので、それに依つて同組の人馬繼立を表にすると次ぎのやうになる。唯七月及び八月を缺き、その他資料の缺くところが多いので必ずしも正確とは云ひ難い。しかしその概況を覗ひ得るであらう。

助郷村	正月	二月	三月	四月	五月	六月	八月	九月	十月	十二月
北大森	六四八人				四五八人	六〇三人 増二〇三人		四九四人	一、〇二〇人	五〇四人
東大森	九一人				六四五人	八五〇人 増二四九人		六九五五人	一、四三二人	七〇六人
西大森	六一七人				四三四人	五七七人 増二九人		四七一一人	九七一人	四八六人
女塚	二七二人				一九六人	二八五人		一四疋	五七疋	六六疋
下袋	四四一人				二九六人			二二六人	四五〇人	二二九人
								八疋	二七疋	三三疋
								三六五人	六九七人	三四五人
								九疋	四二疋	四八疋

維新當時における品川宿の助郷

維新當時における品川宿の助郷

田町	一二三人	一二四人	一四八	(三〇六)
北目	二一人	三八人	三四七人	一〇九人
ケ窪	二二正	二九人	六九人	二三人
龍土	一五人	二九人	六八人	六八人
	一正		五八人	一七人
				五〇人

右の中、正月、九月、十月、十二月の四ヶ月は各助郷村の人馬数が示されてゐるから、これを合計して見ると、次ぎの如き數字になる。

正月。人足 壹萬五百七人

馬 百四十五疋

×壹萬千貳百三十二人

九月。人足 九千五百六十四人

馬 百十九疋

×壹萬百五十九人

十月。人足 壹萬五千三百九十四人

馬 八百廿五疋

×壹萬九千四百七十九人

十二月。人足 壹萬四十四人

此直人足七百二十五人
(直人足は馬一疋五人の積り)

此直人足五百九十五人

此直人足四千百廿五人

馬 九百廿六疋半

×壹萬四千六百七十六人半

此直人足四千六百三十二人半

この五觸組の正月分を前掲の四觸組の正月繼立人馬の届出書の數とを總計すると、人足二萬一千三百八拾壹人、馬壹千百拾貳疋となる。馬壹疋を人足五人に直すと、人足五千五百六拾人に當り、總人足二萬六千九百四拾壹人となる。これを前述の助郷高壹萬七千三百三拾四石七斗壹升壹合に割當て、見ると、百石につき百五拾五人餘となる。さらに同年十二月の分を、「辰十二月分平均帳」に従つて表記すれば次ぎの如くなる。

日	四觸組	五觸組	四觸組	五觸組	四觸組	五觸組
朔日	六百九拾八人	五百九拾貳人	千七人	七百七拾貳人	廿一日	百七拾貳人
一日	六百七拾壹人	六百七拾壹人	四百拾三人	百八拾五人	廿二日	四百七拾七人
二日	六百七拾壹人	六百七拾壹人	四百拾三人	百八拾五人	廿三日	四百七拾七人
三日	四百七人	三百九拾九人	百八拾壹人	貳百三拾人	廿四日	三百五拾貳人
四日	貳百九拾四人	貳百三拾四人	四百六拾壹人	三百壹人	廿五日	百六拾壹人
五日	四百貳人	貳百三拾五人	五百拾九人	三百四拾九人	廿六日	貳百四拾三人
六日	六百貳拾三人	五百七拾八人	貳百九拾八人	貳百三拾四人	廿七日	百九拾四人
七日	四百四拾七人	三百廿七人	百九拾壹人	百八拾五人		

維新當時における品川宿の助郷

一五〇 (三〇八)

八日	貳千三百廿人	千九百貳拾人	十八日	貳百八拾貳人	九拾貳人	廿八日	貳百三拾四人	百八拾五人
				三拾貳疋	三拾四疋		貳拾疋	拾七疋
九日	貳百八拾四人	九拾三人	十九日	百六拾五人	貳百三拾五人	廿九日	貳百四拾四人	貳百九拾八人
十日	百八拾壹人	六拾五人	二十日	四百拾貳人	貳百廿五人		貳拾六疋	
				貳拾四疋	貳拾三疋			

右ノ高は五觸組の分は人足壹萬四拾四人、馬九百廿六疋半(此直人足四千六百參拾貳人半)、總計壹萬四千六百七拾六人半となる。但しこの總計には十人の誤算があるやうだが、暫く記載數に従ふ。

四觸組の分は人足壹萬貳千五百七拾四人に、馬千八拾三疋(此直人足五千四百拾五人)、總ノ人足壹萬七千九百八拾九人である。この合計にも極めて僅かではあるが、前と同様違つてゐる。これを四觸組の助郷村高に割當てると(この帳簿が四觸組の分であるために、五觸組の分は不明)、當時の助郷高は八千四百廿七石六斗壹升壹合で、百石につき貳百十三人五分となる。

さらに同年の「辰十二月分人馬平均取調帳」なる同じく四觸組の帳簿に依れば、明治元年閏四月から十一月までの人足拾萬六千五拾七人半であり、これに十二月分を加へ、九ヶ月分の總ノ人足拾貳萬四千四拾六人半となる。高百石につき千四百七拾貳人、これを一ヶ月平均にすれば、百六拾三人五分となる。助郷制定當時におゐては、百石につき七人半ぐらゐる限度としたのであるから、如何に過重の負擔であつたかは想像にあまりある。

この慶應四年、即ち明治元年には如何なる大通行があつたか。先づ第一に東征大總督有栖川熾仁親王の御進發があつた。そのために廣い範圍に互つて助郷が行はれたが、その大通行の後、漸次に軍隊の通行も減じたと云ふので、

閏四月加助郷等が免除された。即ち閏四月品川宿は川崎、神奈川兩宿連署で次ぎの如き請書を出してゐる。

「差上申御請書之事
今般

御新征ニ付官軍御通行、人馬多ク入用ニ付、御賄は用掛は出役様ノ人馬無滞は繼立可仕旨被仰付候ニ付、是迄引續宿役人共々無絶間觸當候ニ付、月餘は通行共打込、疲勞切迫之餘り、月餘は往復共相勤候義、は免除奉願上候處、四月廿九日限りは免除被仰付相成居候儀ニ付、最早人馬差出候ニ不及旨被仰渡、大小之百姓相助り、莫太之は仁惠も難有仕合奉存候、尤右之趣當分助郷并新規加助郷共は早々申達候様取斗可申候、依之御請書差上申處如件

東海道 品川宿
川崎宿
神奈川宿
當分助郷村ノ惣代
武州都筑郡勝田村
名主 八郎右衛門
右同斷中山村
同 彌五右衛門
同州橋樹郡末長村
同 助次郎

御會計様
御役人様

維新當時における品川宿の助郷

かく當分助郷と加助郷が免除され、ば、定助郷の負擔は重くなるばかりである。従つてそれより僅か一ヶ月半足らずして、すでに次ぎの如き歎願書を提出せざるを得なかつたことは當然である。

乍恐以書付御歎願申上

東海道品川宿川崎宿役人并助郷惣代左之者共奉申上、今般朝政御一新御鎮撫之旨趣拜承、乍恐心魂ニ微難有深感佩、然ル處御親征御用ニ付御下向被爲遊御總督様御警衛官軍諸家様は屬之人馬は繼立之儀、定助郷而已ニ引足不申、在來加助ハ不申上及、近在無助郷手明并寛役之村ニ急整打込勤被仰付、廣大無量之大事件、多勢之勵合ヲ以、無滞は賄仕、追々御進軍は通行も相減は旨ヲ以、右加助郷之義ハ四月廿九日限は免除ニ相成、其後引續江府永住之諸家様は家中方ニ至迄、俄ニは國邑は引拂ニ付、彌は通行烈敷、且品川、川崎、神奈川、右三ヶ宿之義ハ、先宿ニ不拘、横濱表は御總督様方數度之は往復ニ付、則は警衛之は官軍方は附添、同所は固メ之は藩之は交代有之、玉藥は用物類其外は繼立不少、且房總邊奥州筋は乗船之は兵隊は品川浦は上陸、何きも横濱表へは操上ニ相成、多分宿駕籠は繼立ニ付、是迎も不幾度は通行、就中品川宿ハ右は着船之節、川岸揚之上、品ニ寄江戸は陳營ヶ所ニは糧米、は武器類等持送り、人足遣多、たとへ何様之は役成共、は差支ニ不相成の様相働、是迄精際死力を盡相働得共、近來宿ニ并定助郷村ニ之疲弊切迫ニ紙上ニ難申盡、連年之困苦押積り中、當三月以來ハ別ゝ義、晝夜無寸暇は傳馬役已ニ罷出、村ニ農耕更ニ捨置、其日ニ經營迄も不行屈次第ニ付、愚昧之小民共極窮之餘り、萬一何様之事變可相生も難斗、宿村役人共日夜寢食不安、此段之儀ハ重大之は國役ニ付、宿驛近在ニ當リ居ハ無助郷、手明キ或ハ寛役ニ暮シハ村ニ、從來定助郷ニ無之ハ迎、拱手傍觀ニ打過ハは時世ニ有之間敷、先規之流弊ニ不拘、一般ニ合扶いゝし、御用濟迄ハ謹御役相勤ハ至當之儀也、村

小前一同學の相歎、人氣不平、精力勞果ハ追々觸當人馬速不參等いと、終ニ右様之事ハ不覺悟仕出ハる、是迄精魂を懈し、艱難辛苦仕ハる時ニ水之泡も相成、却る嚴重之は沙汰奉蒙ハるも、重々奉恐入ハる義也、宿村役人共種々熟考若心罷在ハ折柄、近々四條様は下向爲は警衛も筑州様は人數大は通行之は先觸到來、引續諸家様は官軍方當街道筋は進入之趣粗奉伺、誠ニ以進退危急ニ迫、不奉願恐を、別紙差村帳相添、此段は愁願奉申上、何卒出格之以御慈悲、前件之始終御憐察被成下置、當三月以來之御親征は用并諸向は通行月餘は往來之分一式、御官軍方は凱陣迄、在來加助郷、増加助郷共定助郷ハ打込、平等割合勤被仰付、御觸書急速は下渡被下置ハ様、御仁惠之は沙汰偏ニ奉願上、以上、

慶應四辰年六月十三日

東海道
品川宿役人惣代
年寄 善 兵 衛
同宿助郷惣代
武州荏原郡嶺村

名主 周 藏
川崎宿助郷惣代兼
役人惣代

民政御裁判所

問屋 正 作

右願出に對して、希望通りの許可は與へられなかつた。當分助郷が十數ヶ村認められただけであつた。即ちその

維新當時における品川宿の助郷

御觸書は次の如くである。

「今般四條殿并諸家人數其外徴兵之向通行ニ付、右繼立ニ限り、左之村ニ東海道品川宿ニ當分加助郷申付間、右宿役人共ニ相觸次第人馬無滯差出可相勤もの也

辰六月廿日

民政裁判所 印

武州橋樹郡

久本村 末長村 下作延村 上作延村 馬衣村 梶ヶ谷村 久地村 北見方村 諏訪河原村 下菅生村

同州豊嶋郡

市兵衛町 谷町 下澁谷村 野崎村 上知下澁谷村 宮増村

右名主組頭惣百姓」

次ぎに七月徳川龜之助、即ち家達公が駿河に封ぜられ、旗下の士以下多數の移住が始まつた。その在職者の數六千五拾人、壹人に付家族家來共凡そ八人づゝとして總人數四萬八千四百人と計上してゐる。〔復古記〕第七冊一五頁。家達公は八月九日江戸を出發してゐる。かゝる状態では到底前掲の加助郷を止めることは出來ない。七月十三日、民政裁判所は次ぎの如く令した。

「今般徳川龜之助駿州府中表に引越ニ由、人馬繼立相高の間、先般四條殿并諸家人數通行ニ付、品川宿ノ浦原迄相觸置い定加助郷村ニ、右繼立之分共、打込勤申付間、宿ニ役人ノ相觸次第、人馬無滯可相勤もの也、しかし各助郷村共に疲弊し切つてゐたから、假令助郷を承諾しても、容易にその負擔金を支拂ひ得ず、又それが

宿驛をして一層人馬の調達を困難にした。八月に至つて左の如き歎願書を提出してゐる。

「乍恐以書付奉願上仰

東海道品川宿川崎宿役人惣代并助郷惣代、左之名前之もの共奉申上仰、先般品川宿間屋源左衛門ノ奉願上仰宿立人馬減少之義ハ、外ニ□^{不明}ニも相成、難被及ば沙汰、一同申合は差支ニ不相成様可相勤旨被仰渡、承知奉畏仰、依何様ニも申合、出精可相勤も種々衆評仕仰得共、方今之態度ニ由、宿助郷相續之見居無之、晝夜は差支勝る已、既品川宿主人馬倦勞引足不申、雇賃錢村ニ追々滞、當七月迄凡貳千兩余不勤未進有之、是迄備金を不及申、夫々他借、今日迄御用相勤來仰得共、此上衛斗無座、尤滞村ニ相手取出訴可仕仰得共、元來疲弊窮迫貧村之儀、且從來外々宿ニ比較仰得共、助郷馬追年減少不足之上、當春以來は武家方は抱屋敷等淺無主無作之場所出來、全除高同様之姿ニ成行、殊ニ宿内旅籠屋共、寅卯兩年火災ニ逢、過半相滅、其外不足亦已、宿並御用難相勤、極難ニ陥り段々奉申上仰迄も無座座仰得共、不容易は時世も厚恐慎罷在の間、精勵盡力仕仰義ニ座仰、川崎宿も困苦衰弊も同様之義、就中神奈川宿迄三ヶ宿之義、横濱開市以後之御用途、先宿も遠ひ莫大之儀ニ付疲弊仕仰上、今般之大事件、奉對御上仰あるを恐懼戰慄之至ニ奉存仰得共、危急之餘り、問屋場始外役場等折節明ヶ拂、下役共逃去潛伏、一時之害を避ヶけ事共間々有之、何とも可奉申上様無座、歎敷仕合、然ル處御一新之折柄、下民之疾苦を被遊爲御救扶仰との御代ニ相成の間、不奉願多罪、情實無忌憚奉申上仰、右兩宿最寄ニ相孕リ居リ、全無助郷手明寛役等之村ニ多分有之、拱手傍觀ニ暮シ罷在仰由、公平之御政令ニ由無之杯、愚民共不足を抱キ、人氣騷立、一等は差支ヲ生シ、觸當人馬速不參等多、宿村役人共日夜苦心、不得止事、別紙差村帳相添、此段奉申

維新當時における品川宿の助郷

上ひ、定助郷ニ孕り居り居り村ニ会増高ニは組込被成下、遠隔之村ニハ諸道は鎮靜迄増加助郷ニ被仰付、都多村ニ
勉勵を以、宿助郷申合、御傳馬相續仕度、遮る奉歎願ひ、何卒出格之以御仁恤、前□願之通急速は所置被仰付被
下置の様、乍恐以書付奉願上ひ、以上、

慶應四辰年八月

古賀一平支配所
東海道品川宿役人惣代

問屋 源 左衛門

同 支配所
武州荏原郡同宿助郷惣代

嶺村名主 周 藏

同 支配所
同道中川崎宿役人惣代

問屋 平 十郎

同宿助郷惣代
同 支配所
同州橋樹郡

堀之内村 年寄 次郎兵衛

右兩宿加助郷惣代

同 支配所
同州同郡平村

名主 周 次郎

民政御裁判所

かくて品川宿から提出した差村を掲げると次ぎの五拾四ヶ村である。先づすでに助郷に加つてゐるが、なほ手明
き村とであつて、定助郷増村を命ずべきものとして、豊島郡におゐて(括弧内は品川宿よりの里程)。

高百七拾九石、中澁谷村(壹里十町)。貳拾九石、上豊澤村(壹里十町)。五拾四石、下澁谷村(三十丁)。七拾九石
村高百拾九石之内 中豊澤村(三十丁)。百五拾八石、上澁谷村(三十丁)。貳百六拾貳石、原宿村(壹里十五丁)。七拾
壹石、穂田村(壹里十五丁)、四百七拾石、千駄ヶ谷村(壹里十八丁)。

荏原郡におゐては

高貳百五拾貳石、下目黒村(十八丁)。貳百四拾四石、中目黒村(貳十丁)。千三拾三石、上目黒村(壹里)。三拾九石、
碑文谷村(壹里)。四百七石、衾村(壹里廿丁)。四百三拾貳石、上北澤村(壹里廿丁)。百貳拾壹石、寺領道塚村(壹里
廿丁)。百貳石、下中延村(十八丁)。三百八拾八石、寺領馬込村(廿五丁)。三百五拾壹石、寺領堤方村(廿八丁)。百
石、下池上村(廿八丁)。貳百貳拾八石、久ヶ原村(壹里)。三百四拾壹石、徳持村(壹里)。貳百三拾三石、今泉村(壹
里十町)。貳百貳拾貳石、安方村(壹里五丁)。貳百七拾石、小林村(壹里)。百七拾石、御園村(壹里)。貳百三拾石、
蓮沼村(廿五丁)。六拾三石、濱竹村(壹里十八丁)。七百八拾六石、北蒲田村(壹里十丁)。六百石、蒲田新宿村(壹
里十八丁)。四百七拾三石、羽田村(貳里)。八拾七石、羽田獵師町(貳里)。百三拾壹石、鈴木新田(貳里)。三百九拾
五石、等々力村(貳里)。五拾貳石、尾山村(貳里)。七拾八石、野良田村(貳里五丁)。

多摩郡におゐては、

高拾五石、横根村(貳里三十丁)。五拾三石、宇奈根村(貳里十八丁)。
以上高九千百九拾八石、

さらに無助郷手明き村にて増加助郷となるべきものとしては、豊島郡におゐては、高貳百拾五石、上落合村(貳里半)。五拾八石、早稻田村(貳里)。四拾九石、中里村(貳里半)。拾壹石、關口町(貳里)。百九拾八石、下落合村(貳里半)。四拾三石、市ヶ谷谷町(貳里)。六百石、柏木村(貳里半)。

多摩郡におゐては、

高百貳石、柳久保村(六里)。六百七拾貳石、小川村(六里)。百拾貳石、内藤新田(五里半)。百三拾七石、柳久保新田(五里半)。三百貳拾七石、拔戸新田^{井持添平原}新田共(八里)。百拾石、廻り田新田(五里)。貳百貳石、關野新田(五里五丁)。百九拾六石、梶野新田(五里十丁)。三百貳拾石、大沼田新田(六里半)。

以上高三千三百五拾貳石、前者と合せて總高壹萬貳千五百五拾石である。

この數額は恐らく許可されなかつたのであらう。しかしそれはこの助郷範圍が廣大であつたと云ふ理由からではなく、恐らく當時におけるこれ等農村の實狀がこれを許し得なかつたのであらう。と云ふのは新政府はすでにこの年の五月に驛傳の制を定めて、「是迄宿驛助郷之村々入糶り平等ナラサルニ付、今般相改、宿驛最寄次第御預ヲ始メ、宮、堂上方領、社領、寺領ニ至ル迄、凡東海道ニ七萬石、中仙道ニ三萬五千石、其餘脇街道ニ一萬石程、高四分動ノ見積ヲ以テ、先一ケ年ノ間一圓助郷ニ組入候事」(「復古記」第六冊六〇頁に従ふ)と令してゐるからである。しかしこの五月の驛遞司の制定が何等實效を有するものでなかつたことは、上述の數回の歎願書を以つてしても明らかである。實狀を無視せる空文に過ぎなかつたのである。

この年における最後の大通行は九月における東京行幸に伴ふもので、十二月京都に還幸さるゝ時と共に、こゝに多くの人馬を必要とした。御臨幸に伴ふ當分助郷の必要を認め、次ぎの如く觸出した。

「今般

御臨幸ニ付、人馬多入り間、右繼立ニ限り左之村々、東海道品川宿へ當分助郷申付間、右宿役人共々相觸次第、人馬無滞差出可相勤もの也

辰九月廿六日

民政裁判所

武州橋樹郡久本村外九ヶ村

同州豊島郡下濫谷村外五ヶ村

附箋 「本文村々之内當宿并外宿助郷等相勤ト村々ハ、殘高ヲ以可相勤ト事」

さらに東海道の宿々に對して出された達書は「太政官日誌」にも、「復古記」にも記載されてゐるから、こゝには省略に従ふ。唯前記五月の一宿七萬石の制度については、「先般相違ハ東海道助郷一宿凡七萬石附屬可被仰付等之處、は多端之折柄、未タは組立不相成宿々も有之、今般御東幸被仰出ニ付るハ、是迄疲弊之宿助郷而已ニハ必至難澁之趣相聞得共、右ハ不日新助郷は組立出來次第、御布告之通り五月以來之分共、宿々割勤メ埋可被仰付云々」と述べ申譯を兼、慰撫してゐるが、果してこれを實行し得たか如何か不明である。

(註) 「復古記」にこれ等の達書を「沿道諸侯へ達書三通」とし掲げてゐるが、(同書第七冊七三四頁)、沿道諸侯へ達したものではなかつたらう。即ち同書には記してないが、品川宿の「諸所御用手控帳」の寫を見ると、前記の達書は九月七日付で、「本文之通り觸出寫取、宿々傳馬所へ張置、尙又助郷村々も早々可申達」とあり、さらに追書に、「追而此觸書早々相廻し、承知之旨別紙受書相添、留り方品川宿へ相廻し、夫々東京會計局に可相返ト以上」とし、名宛は「大津宿方佐屋路、本坂越共品川宿迄宿々傳馬所役人中」となつてゐる。

九月八日明治と改元され、同月廿日車駕京都御發轅、十月十三日東京に著御された。品川宿におゐては前掲九月廿六日の當分助郷の許可だけでは、人馬の不足を感じたのか、さらに十月四日付を以つて、民政裁判所から左の如く布達した。

「今般就

御臨幸、人馬多入の間、先般品川宿定加助郷村に當分助郷相觸置の處、右村に人馬引足兼の付、右同割中左之村に、増當分助郷申付間、右役人共々相觸次第、人馬無滞差出、平等割合、遅參不參無之様可相動もの也」

附箋 「本文村之内、相指等相成下村に、ハ里數近之宿方へ可相動事」「本文村之内、當宿并外宿助郷相動居下村にハ殘高ヲ以可相動事」

この助郷の諸村名を逸してゐるために、この時にどの範圍まで擴大されたか解らないのは遺憾である。しかし先に驛瀬司が九月に發した布告の如く定助郷だけで勤めたわけではなく、それぞれの地方の實情に應じて、その時、その場に從つて増助郷をしたことは、舊幕時代と少しも變つたところはなかつたのである。明治政府は元年三月に海内一般助郷課役の令を發し、一般の公課とする方針を示し、さらに前記五月の布達に依り具體的に各宿の助郷高を定めたのであつたが、何れも實行し得ず、又何等の改善も行ひ得なかつたのである。以上の幾回の大通行を前掲のこの年の人馬數とを比較して見ると、その増減の理由が大體解る。

従つて慶應二年の増助郷におゐて見られたやうな賃賃錢の滞納、人馬未進は依然として減少しない。前掲品川宿の八月の數願書にはその滞納金額を七月迄に貳千兩餘としてゐるが、その額の正否は今檢する由もないが、その後と雖も恐らく増加こそすれ、減少はしなかつたであらう。

最後に助郷に關し興味ある一資料を紹介して、この稿を終らうと思ふ。それは明治元年九月、品川宿助郷町の一つである三田町が正人馬勤を希望してゐる文書である。唯それが下書であり、多く書消しがしてあつて、果して實行されたのか如何かはよく解らないが、雇賃錢がかなり高く、むしろ勞力を提供せんとしたものとして有用な一資料であると思ふ。殊にそれが三田であることは我々にとつて特に興味が多いものであると思ふ。

「差入申一札之事

一品川宿定助郷人馬勤方之義、私共町方往古々雇場も唱、人馬雇賃錢ニ勤來りゆ處、此度當町方之内、百姓家拾八軒之もの、正人馬相勤度旨願出ゆニ付、各方に及談判ゆ處、示談行届、以來當町勤高之内、百姓持高八拾四石(筆者附記三田は貳百貳拾四石餘)之分、正人馬ニ為相勤可申ゆ、然來十月日割詰刻等、無遅不參、問屋役所に着到面付差出可申を勿論、は荷形輕重、道法遠近ニ不拘、割入ニ相成ゆは荷物大切ニ為相勤可申ゆ、且勤過不足之義を、平均之節差引勘定可致ゆ旨承知仕ゆ、然ル上を毎月勤日割左之通

勤日	二日	明六ツ時詰	人足拾人外ニ才料壹人
	五日		同斷
	八日		同斷
	十一日	暮六ツ時詰	同斷
	十四日	明六ツ時詰	同斷
	十七日		右同斷

維新當時における品川宿の助郷

二十日 暮六ツ時詰 同 断
 廿三日 明六ツ時詰 同 断
 廿六日 右同断
 廿九日 暮六ツ時詰 同 断
 壹ヶ月分メ人足百人

右之通無相違正人馬大切ニ爲相勤可申、依之一札入置申段如件

明治元辰年九月

三田町

名主 三 太 夫
 同見習 新 一 郎
 年寄 五 郎 右 衛 門
 小前惣代 久 太 郎

品川宿は役人 衆 中
 同助郷は惣代

要するに維新當時における品川宿の混亂とその助郷村々の疲弊とは上掲の諸文献がよく説明してゐる。明治三年二月の驛遞改正を経て、陸運會社の設立となり、明治五年八月晦日を限り、諸道の傳馬所并びに助郷の諸制度は廢止された。その際品川宿における一切の貸借は如何處分されたか、現存の資料では明白にならない。唯永年に互る苛役から脱し得たことはそれ等助郷村々にとつて多大の歡喜であつたことはこれを想像するに難くない。

(昭和十二年一月二十日稿)

ラスキ「ヨーロッパ自由主義の發達」

Harold Laski, The Rise of European Liberalism. 1936. London.

加 田 哲 二

ハロルド・ラスキの「ヨーロッパ自由主義の發達」を紹介するのには、多少の理由がある。それは自由主義に関する解釋が近來甚だ區々であつて、何が自由主義を意味するかさへも、明白でない状態だからである。その一二について挙げて見やう。

その第一は、ファッシズムの方面における自由主義觀である。ファッシズムは、その全體主義の立場から、共產主義、社會主義に反對するとともに、自由主義をも排撃する。而して、それはまた資本主義にも對立するが如き觀をなしてゐる。この場合ファッシズムの解釋では、自由主義は資本主義と同一概念とせられてゐる。自由主義の克服は、ファッシズムの重要な使命としてゐるが、この自由主義の克服は、彼等に從へば、同時に資本主義の克服を意味する。従つて、自由主義と資本主義との間に何等の區別を設けず、また資本主義の發展的段階において、自由主義は後退し、獨占資本主義の政策が採用せらるゝに至るといふが如き立場をファッシストは採らない。資本主義

ラスキ「ヨーロッパ自由主義の發達」

一六三 (三三一)